

交付申請についてのQA

No	問合せ	回答
1	期限を過ぎたが提出は可能か	原則として期限内に提出いただいたものが対象となります。
2	メールアドレスがないが、郵送でよいか	原則としてメールでの送付となりますが、メールアドレスがない場合に限り、郵送でも可とします。 ただし、様式には計算式が入っていますので、ホームページから必ずダウンロードして交付申請額を確定させるようにしてください。
3	病床数や施設数から算出した額と、設備導入費用や賃上げ等の見積額とどちらが交付決定額になるのか	病床数や施設数から算出した額（以下基準額）を基準として、以下のようになります。見積額は基準額より大きくなるようにしてください。 原則：見積額が基準額より大きい場合：基準額が交付決定額 例外：見積額が基準額より小さい場合：見積額が交付決定額
4	交付申請時の提出書類は何か	①別紙様式1「生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金申請書」 ②支給申請書兼口座振込依頼書（別紙様式） ③通帳の写し
5	既に支払いをしている場合は、支払額を記載すればよいか	既に支払をしている場合には、支払額を記載してください。 それ以外は、見積等による見込額を記載ください。

実績報告についてのQA

No	問合せ	回答
1	期限を過ぎたが提出は可能か	原則として期限内に提出いただいたものが対象となります。
2	メールアドレスがないが、郵送でよいか	原則としてメールでの送付となりますが、メールアドレスがない場合に限り、郵送でも可とします。 ただし、様式には計算式が入っていますので、ホームページから必ずダウンロードして交付申請額を確定させるようにしてください。
4	給付額はどの額になるのか	交付決定額を上限として、以下のようになります。支出額は交付決定額よりも大きくなるようにしてください。 原則：支出額が交付決定額より大きい場合：交付決定額が給付額 例外：支出額が交付決定額より小さい場合：支出額が給付額 →この場合、返還が生じます。 ※税抜額で、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てて給付します。
5	交付申請時から代表者が変わった場合には	実績報告書に新たな代表者名を記載ください。 ※口座名義が変更になった場合には、速やかに変更後のものを提出ください。
6	実績報告時の提出書類は何か	別紙様式2「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」を提出してください。
7	交付決定額（概算払額）より支払額が少ない場合には、その差額を返還するのか	交付決定額より支払額が少ない場合には、差額を返還いただきます。 実績額が確定した後に、納入通知書を送付しますので、金融機関で納付をしてください。
8	いつまでに納品や賃上げ等を行う必要があるか	事業期間に納品や賃上げ等をするものが対象となります。
9	領収書の原本は送付しなくてよいか	領収書の原本は送付しなくて結構です。各施設で5年間保管ください。

10	例えば、「ICT 機器等の導入」で18万円を申請したが、支払額は15 万円で、残りの3 万円を「賃上げ」に充てた場合は、実績報告時に「ICT機器等の導入」で15 万円を、「賃上げ」で3 万円を報告すればよいか。	それぞれ実際に支払った額を実績報告時に報告いただければ結構です。
11	「 I C T 機器等の導入による業務効率化」の取組を検討しているが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合は、どうすればいいか。	支払額が交付決定額を下回る場合は、その差額を返還することとなります。下回ることが判明した時点で、職員への一時金を支給するなど、支払いの総額が交付決定額以上となるようご検討ください。